

政経研究時報

No.17-3 (2015.2)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel. 03-5683-3325 Fax. 03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail: office@seikeiken.or.jp

【目次】

規制改革会議の農業改革意見の誤り——農業・農地・農政の分権・自治と農業構造改革 課題から……………	笛木 昭 (政治経済研究所評議員) ……………1
【第2回政治経済研究所公開研究会】	
後藤道夫氏「安倍社会保障改革——グローバル競争国家戦略と急進的構造改革の相乗 作用」を聴いて……………	加藤 深雪 (株式会社第一経理 社会保険労務士) ……11
【第2回定例研究会報告】	
いま、なぜ祭りなのか……………	渡辺 新 (政治経済研究所理事) ……………17
【研究所の動向】(2014年10月～12月)……………	……………19

規制改革会議の農業改革意見の誤り ～ 農業・農地・農政の分権・自治と農業構造改革課題から ～

笛木 昭

(ふえきあきら 元鯉渕学園教授 政治経済研究所評議員)

はじめに

内閣府の規制改革会議WGは農協事業連全国組織の廃止や株式会社化、農業委員会の公選制廃止とともに都道府県農業会議や全国農業会議所組織の指定機関化による農業委員会との繋がり廃絶と農地法の大幅改廃等を提起した。関係団体と与野党農林サイドは大きく反発しているが、政府は近く方針をまとめ、関係法令の改正を行う。

専業農家の長男に育った農業体験と全国農業会議所での仕事、退職後も大学等で農業問題を見つめて来たなかから、日本農業が直面している歴史的な構造改革課題と民主主義に

欠かせない農業・農地・農政の職能分権・自治に立って規制改革会議の提起を批判した。

1 規制改革会議の農業委員会等に関する提言の主な内容

(1) 市町村農業委員会の見直し

農業委員会は存続するが農業の社会経済構造変化に対応して遊休農地の防止・活用促進対策や農地転用違反对策に重点化し、農業委員は公選制を止め市町村長選任(5～10名)とし団体推薦も止める。農業委員会と繋がった農地利用推進員を法定設置し、遊休農地の利用状況調査、利用意向調査等とそれら農地

情報の農業委員会への伝達を担い、うち1~2名が新規参入農業者の専任サポーターとなって新規参入を支援する。

(2) 都道府県農業会議、全国農業会議所を農業委員会から切り離して指定機関化、農業農民に関する意見公表および行政庁への建議の農業委員会法による根拠と役割を廃止する。

(農業委員会を市町村の農地実務機関とし、都道府県、全国を繋ぐ系統性ととともにそれによる各段階での農業の公的代表権能、農業者の抱える問題や意向を広く集約分析して政策提言する権能、逆にそれを地域農業者にフィードバックする啓蒙活動権能等を奪う。)

(3) 農地法の農地権利移動許可制度を緩和後退

1) 農地利用の場合の農地権利移動は、法人への権利移動を除き届け出制とする。

2) 農業振興地域等での植物工場や農産物販売加工施設など6次産業化の場合の農地転用基準を緩和し迅速な転用実施を可能とする。

(4) 農地を所有できる農業生産法人の要件緩和

1) 法人の農業事業要件を廃止。

2) 役員用件の執行役員の過半が農業従事または重要使用人のうち一人以上の農業従事者でよい。

3) 農業委員会の許可を得た農事組合法人や非公開株式会社法人は農業生産法人の継続や地域で他の農業者と適切に役割分担して一定期間以上の継続安定的農業経営要件を課さない。

4) 法人が農業を止める場合は農業委員会の許可を要し、また法人が農地を遊休放置した場合等に農業委員会は農地中間管理機構の介入命令等により農地の保全、適格な利用継続者への農地貸借権設定等の法的措置を講ずる。

2 農業委員会—都道府県農業会議—全国農業会議所の系統組織が果たして来た役割

これまで農業委員会系統組織は、農業経

営の近代化を目指す生産法人化（農地制度上の合法化）、企業的農業を目指す農業者の自主的な組織結集による経営と社会的地位確立の農政改革運動支援、農業者の老後を支え農業経営・農地の世代間継承を円滑にする農業者年金制度の創設と実施、担い手に農地を集積する農地流動化促進、農外からの新規参入者の就農支援、農地を守る遊休農地の活用推進、農地と経営の情報活動等、地域と農業者の公益代表（職能分権・自治）権能に立った農業構造政策の民主的な実施推進を担って来た。

3 農業構造と農地制度の歴史的な改革課題を担うべき農業委員会系組織の役割から

(1) 日本農業の歴史的な構造変動—自作農消滅と近代的再編、その間のギャップ拡大

今日、日本農業は歴史的な大変動期を迎えた。一つは、徳川期からの分散零細規模の農地保有と貧困や家父長制に縛られた小農制農業の戦後農地改革による自作農が、戦後「民主化」下の高度な経済発展を通じて1980年代以降、その経済的、社会的な存立基盤を失い消滅に向かったことだ（表1）。一筆毎の超零細農地所有を生存基盤単位とする自作農を体制的に確立した1950年段階（図1の1952年曲線）。経済発展による農外就業拡大と賃金・所得上昇を通じ自作農が小農制の枠内で一方の規模拡大（1961年農業基本法の自立農家）と他方の規模縮小・脱農の両極に動いた1955~80年段階（図1の1968, 9年曲線、表2、図2：なお零細農地は専業農家の規模拡大と兼業農家の生活維持に欠かせない基盤だった）。そして今日自作農は零細農地片毎に農民を支えた小農的な経営基盤を全く失い（図1の1979, 91年曲線）、経営継承の家父長制の縛りも消えて根本的な消滅に向かっている。

二つに、自作農消滅は同時に小農制を超

表1 日本農業の構造変化（自作小農消滅への動きと農業危機深化）

項目\年次	60年	70年	80年	85年	90年	00年	05年	10年	
表1-1 農家と担い手の推移									
(1) 農家戸数(千戸)(注1)	6057	5342	4661	4376	3835	3120	2838	2528	
指数1	100	88	77	72	63	52	47	42	
指数2	—	—	100	94	82	67	61	54	
指数3	—	—	—	—	100	81	74	66	
(2) 専業農家(千戸)	2078	1218	623	626	473	426	443	451	
指数1	100	59	30	30	28	20	21	22	
男子生産年齢者(千戸)	—	—	427	389	318	200	186	184	
指数2	—	—	100	91	74	47	44	43	
(3) 兼業農家(千戸)	3979	4214	4038	3750	2500	1911	1520	1180	
指数1	100	106	101	94	63	48	38	30	
(4) 自立経営(千戸)	521	353	245	228	253	146(注2)	—	—	
指数1	100	68	47	44	49	28	—	—	
(5) 中核農家(千戸)	—	—	1033	867	629	355	—	—	
指数2	—	—	100	84	61	34	—	—	
(6) 主業農家(千戸)	—	—	—	—	820	500	429	360	
指数3	—	—	—	—	100	61	52	44	
(7) 基幹従事者(万人)	1175	705	413	346	293	240	224	205	
指数	100	60	35	29	27	20	19	17	
うち30歳未満(万人)	—	66	23	13	7	4	4	3	
指数	—	100	35	20	11	5.4	5.6	4.5	
表1-2 農地と作付面積の推移									
(1) 耕地面積(千ha)(注3)	6071	5796	5461	5379	5243	4830	4692	4593	
指数	100	95	90	89	86	80	77	76	
(2) 延作付面積(千ha)(注4)	8129	6311	5706	5656	5349	4563	4384	4233	
指数	100	78	70	70	66	56	54	52	
(3) 水稲作付面積(千ha)	3124	2836	2350	2342	2055	1763	1702	1625	
指数	100	76	75	75	66	56	54	52	
(4) 放棄・不作付(千ha)	—	—	307	275	377	623	589	600	
指数	—	—	100	90	123	203	191	195	
うち耕作放棄農地(千ha)	—	—	123	135	217	343	386	400	
指数	—	—	100	110	176	199	313	322	
(5) 土地特用農家数(千戸)	—	—	315	—	775	1103	1201	1374	
指数	—	—	100	—	246	349	381	436	
(6) 非農家所有農地(千ha)	—	—	74	—	134	461	436	589	
指数	—	—	100	—	181	623	589	796	
表1-3 農業生産と生産額、食料自給率の推移									
(1) 農業生産指数(注5)	80.1	100.6	105.0	115.8	111.1	100.0	95.2	—	
(2) 農産物生産額(億円)(注6)	19148	46643	102625	116295	114927	91295	84887	82551	
指数	100	244	536	607	600	477	443	431	
(3) 穀物自給率(%)	82	46	33	31	30	28	28	27	
(4) 熱量自給率(%)	79	60	53	52	48	40	40	39	

(注1) 農家の定義は、1985年までは東日本10a、西日本5a以上の経営耕地を耕作するか、農産物販売額が年10万円以上の世帯。

1990年以降は、東西を問わず耕地10a以上耕作するか、年15万円以上農産物を販売する農家。

(注2) 自立経営の00年は98年、99年以降、自立経営統計は組み替え統計を含めて消えた。

(注3) 耕地面積の最大は、1961年の6086千haで、これを100とする10年は76である。

(注4) 延作付面積の最大1966年の8301千haに対する010年指数は52で半減している。

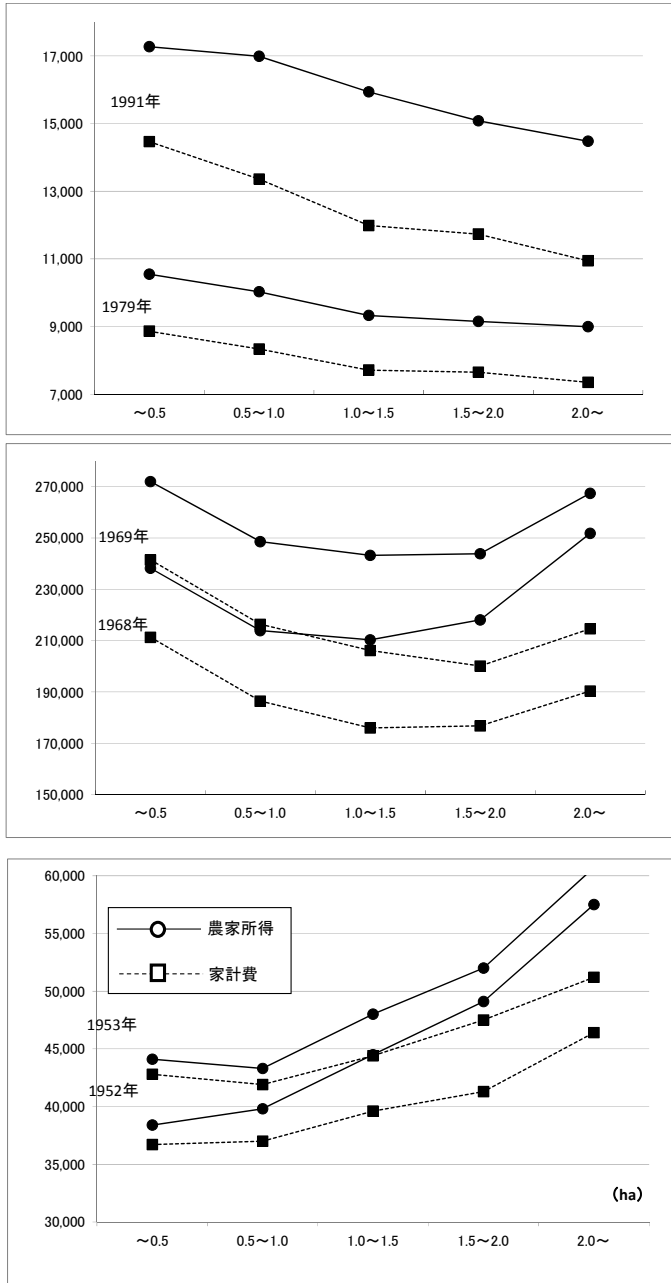
(注5) 農業生産指数のピークは1985年の115.8で、05年の95.2は18%の減少である。

(注6) 農業生産額のピークは1984年の117,171億円で、10年の82,551億円は約30%の減少である。

資料の住所：農水省の農業センサス、耕地・作付面積統計、食料需給表

図1 経営耕地規模別農家世帯員1人当たり農家所得と家計費の推移

— 自作小農業の確立と変容、消滅の経済的要因 (都府県) —



注：3グループの目盛り尺度は異なる

資料の出所：農林水産省「農家経済調査」

える、今日の発展した市民社会に適合するメインの企業的な産業型自立経営^{*}、サブの多面的価値実現の持続的兼業農業、非農家市民や退職者の生き甲斐等の多様な農業を生成してきた。しかしそれらの成長は自作農消滅に迫いつかずその間の構造ギャップ、担い手の高齢化と欠落、農地とくに作付農地が減少する反面で遊休農地の増大、農業生産の後退と食料自給度の低下・低迷等の農業危機を深めて来た。

^{*}農業は法人化等企業化しても家族経営形態を保ちその要素を根強く保持している。だから農業の家族経営は封建時代からの小農形態の段階と欧米に見る市民社会的に発展近代化した形態の歴史発展段階による範疇差があることに留意すべきだ。

(2) 自作農が消滅する構造ギャップ拡大・農業危機克服の歴史的な農業構造改革課題

上述の自作農業変遷に対応して、農地法を軸とする農地制度は幾多の改革を経て来たが、戦後農地改革による自作農が消え新たな農業構造への歴史的な過渡期を迎えた今日、それに対応した、新たな農地改革、農地の所有と利用をめぐる新たな秩序形成が必要になった。国が昨年から実施している農地中間管理事業は不十分だがその端緒であり、規制改革会議の農政改革

表2 経営耕地規模別農家戸数の推移（都府県、ha、千戸）

年次規模	～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～(注)	総数	
1932	1854	1894	-	1215	-	297	82	12	5354
1949	2633	1920	-	1266	-	168	25	1	6013
1950	2461	1952	945	363	176	26	1	5924	
1955	2285	1955	981	376	180	28	1	5806	
1960	2275	1907	1002	404	201	34	2	5824	
1963	2058	1816	982	424	261(☆1)	-	-	5541	
1972	1922	1553	652	393	-	62	6	5016	
1980	1922	1304	514	328	248	82	13	4541	
1990	1560	1049	448	268	240	100	26	3739	
1995	1417	925	388	234	222	101	36	3363	
2000	1321	813	324	204	201	99	44	3011	
2005	1314	673	496(☆2)	-	182	93	50	2785	
2010	977(☆3)	-	-	576(☆4)	159	89	65	1706	

(注) 太字は減少を始める前のピークを示す。☆1は2.0ha～、☆2は1.0～2.0ha、☆3は～1.0ha、☆4は1.0～3.0ha。資料の出所：農林水産省「農業センサス」、「農業調査」

図2 経営耕地規模別最多数（成長限界層）農家戸数の年次推移

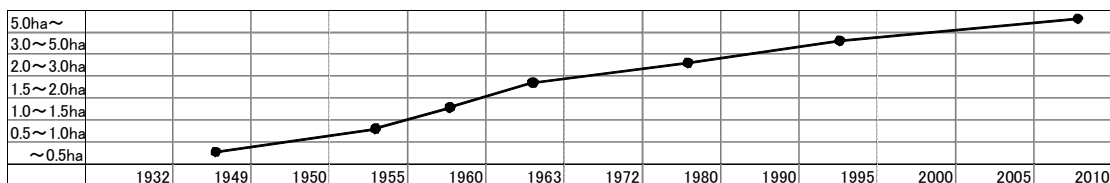


表3 販売金額別農家戸数の推移（全国、千戸、%）

年/万円	～50	50～200	200～500	500～1000	1000～2000	2000～5000	5000～	販売計
1985 A	933	1197	591	209	73	19注1	18注2	3634
1990 B	878	1115	469	199	87	25注1	22注2	2793
1995 C	746	945	435	198	104	49	11	2488
2000 D	751	773	322	159	92	48	8	2155
2005 E	558	632	265	136	87	47	11	1736
2010 F	515	512	215	112	72	39	9	1474
B/A%	-5.9	35.1	-20.6	4.8	19.2	31.6	22.2	-23.1
C/B	-15.0	-15.2	-7.2	-0.5	19.5	96.0	-50.0	-10.9
D/C	6.7	18.2	-26.0	-19.7	11.5	-0.2	-27.3	-13.4
E/D	-5.7	-18.2	-17.7	-14.5	-5.4	-0.2	37.5	-19.4
F/E	-7.7	-19.0	-18.9	-17.6	-18.3	-17.0	-18.2	-18.4

注1の2000～5000は2000～3000に、注2の5000～は3000～に読み替える。

資料の出所：農水省「農業センサス」

提起もその背景には次のような日本農業の歴史的な構造変動と改革課題がある。

徳川期からの零細で分散した農地保有と家父長制に縛られた農民の民主社会での自由で平等な人格的自立に立った市民への転生による、小農制農業の高度経済社会に適合した合理的で近代的な農業経営への発展、それを支える農政と農地制度の改革である。都府県の

土地利用型農業で1～2haの零細経営農地がさらに超零細に分散立地している伝統農業から国の人・農地プランが示す、地形条件によって10～30ha以上とか産業競争力会議の提起する50ha等の団地（農場）化を伴う農地の経営規模拡大である（これらの目標設定は上からの押し付けでなく地域と農業者が自主的に行うべきだが）。また野菜や果樹、中小

家畜など早くから市場に対応し企業化してきたが、さらに先端的な知識・技術利用による生産と販売の高度化が目指され、大型畜産も土地（国土）資源活用との結びつきを大きく広げることが必要だ。以上は専業農業の企業化だが、地域住民が農業に様々な価値を求めて持続する兼業農業や都市民のホビー農業等の産業的には2次的だが社会的には重要な多様な形態の農業もある。

これらの農業構造改革は既に始まっているが既存の伝統自作農の消滅速度に大きく立ち遅れ、その間の構造ギャップ・農業危機を深めている。1998年まで存在した国の経営統計で、1961年旧農基法段階の自立農家は、その後の経済発展、農産物市場の質性に渡る拡大と機械化等農業生産力の発展、農民の自立市民化による企業家意識向上等で、企業的な産業型自立経営に発展し、その生産額が総農業生産額に占める割合を1966年の27%から1991年に40%に高めたが、その後は減退し（1995年35%、98年33%）、1999年度から自立経営統計は消えセンサスの農産物販売農家の動き（表3）で中間層からの上昇力が弱く極一部の極大化を除き減退傾向にあり、自作農消滅の構造ギャップ拡大はなお進行している。

以上の農業構造改革は、その大道をひらく農業者の意識や地域社会、関係機関団体、農政と農地等制度等をめぐる大きな改革を迫っている。それは徳川期以来の農業構造の大改革であるが、農業と農地をめぐる戦後「民主化」と「農地改革」が不十分にした問題の深部における民主主義の問い直しと徹底を改めて迫っている。

（3）農業構造の歴史的改革課題から見た規制改革会議提起の根本的な誤り

1）地域社会と農民が自ら構造改革する道を閉ざし農外企業の支配に委ねる道の誤り

今日、迫られている小農制の自作農を市

民社会に適合する近代農業へ構造改革する歴史の移行を誰がどう担うかは、そこから形成される社会と農業の在り方を大きく左右する。

北西ヨーロッパや北アメリカ大陸、オージ一諸国の農業は、封建支配からの脱却やその制約のない原住民の土地を奪った新天地で自由な分割地農民農業を民主主義体制とともに確立、農民自らが長い民主主義と市場経済発展の担い手となって安定した市民社会市場経済に適合した農業近代化、農民の市民化と農民経営の企業化：peasant から farmer へを遂げて来た。この過程は、宗教革命や市民（独立）革命、更には農法・農業革命の歴史を通ずる長い資本主義市場経済の発展と軌を一にしてきた。その画期は、経済発展を通じて農民が大きく減り出した19世紀～20世紀前半だった。

ここで確認しておくべきは、封建支配を脱却した自由度の高い分割地農民の小農制農業を一旦確立したなかから今日の高度な市民社会適合の近代農業を築いた北西欧や北米の安定社会形成と、旧貴族農場体質のまま自立した分割地小農経営の確立段階を経ず重商主義海外進出に走った南欧諸国の今日の社会経済ルールの弱さである。また本国からの権力と資本力で大規模殖民地農業を形成した中南米や南アフリカ等諸国が、経済と農業を近代化しても多数の現地住民との巨大な社会経済格差の故に犯罪率の高い不安定社会に陥った現実である。

わが国が明治以降に独立を維持し近代化を遂げた基盤に、16世紀末の太閤検地令が目指し、徳川中期以降に形成した小農家族（百姓）経営の確立がある。そして今日、農民経営は小農制を超える歴史段階へ改革を迫られているが、それを財界や規制改革会議が提起する農外企業の自由な農地取得と農業参入に委ねるか、北西欧等健全な社会経済体制を拓いた国々の経験にも立って農民自らが農業を改革

する道筋に立つかの重大な分岐点に立っている。

2) 農業構造改革の進め方(行政の職能分権・自治)は民主主義の質とレベルを反映

規制改革会議WGの提起は1の(1)、(2)に見たように農業委員会の公選制廃止や都道府県農業会議と全国農業会議所の法定廃止を提起している。これは民主主義の進んだ北西欧諸国で進めた農業構造改革の歴史経験に照らして民主主義の劣化、構造改革に欠かせない民主的手法を基本的に欠落する時代錯誤であり、真の改革に欠かせない地域や農業者・市民のエネルギー結集による民主的な推進力を構築する観点からも到底認められない。それは、戦後の「民主化」と「農地改革」がその深部に不十分不徹底性を抱えた弱点を更に拡大し民主制の要素を根本から否定するものだ。この点は農協全国連解体の提言についても同じだ。

戦後「民主化」の「農地改革」や「農協法」は、国民と農民が自ら方針を決め自らの責任で実施したものでなく、アメリカ占領政策で上から行政実施したところに限界があった。ために歴史進歩の側面とともに、多分に上からの行政恩恵に依存するお任せ民主主義の弱点を抱えた(それは選挙投票率の低さや農地改革成果の固定化、農村の自民党選挙地盤化等にも見られる)。それでも進歩の側面は、農地改革を農民が階層毎に選挙で選んだ市町村農地委員会による執行や農協の民主的な組織と運営の創成にあった。これは、国家行政権の地方分権と並ぶ職能分権・自治であり、北西欧諸国では地域農業者の民主的選出による公的機関の農業会議を組織し、農業経営支援、相続や移転等の継承や農地・経営政策や新規参入等の農業の公共政策を担当している。農協組織も資本企業の農民経営圧迫への対抗に出発し、今日まで、市民社会的な農業発展の要になっている。これらは地域や農

業者の民意に立った職能分権・自治である。

農業委員会の公選制とそれに連なる農業会議、全国農業会議所の系統性と農協全国連の廃止や株式会社化による農地と農業経営政策等の行政一元化と市場放任は、この職能分権・自治を真っ向から否定する民主主義農政の否定である。

①農業委員会や農協のネットワークが担った農政改革と農業者や地域の助け合い前進

公共財である土地・農地の扱いや準公共財たる農業生産や農業経営の維持発展について、国家権力を直接行使する行政機関と並んで職能的民意を代表する公共機関が農業構造政策や農地制度の実施、農産物・資材流通、農業金融、共済事業等に携わることは、政策の民主的方向づけや実施、農業者と地域の相互支援や福祉を前進させる。それはまた、職能分権機関が市町村から都道府県、全国へと広がるネットワークの形成によって強められる。国や県の行政は、法律制度の実施機関であり、その範囲や深度は自ずから限定される。これに対して職能的分権・自治を体現する農民組織機関ネットワークは、現場の実態や実情に即した法律制度の弾力運用や将来発展を先取りする制度改革等の提起がより容易である。

この場合、市町村現場から上がって来る問題を都道府県や全国段階に広げた視点やネットワークを通じて都道府県や国の全体課題に押し上げた運動、推進をするところに都道府県一全国組織ネットワーク形成の意義がある。

これまでの経過を見ても、都道府県農業会議や全国農業会議所組織は、市町村農業委員会からの情報に基づいて農業生産法人の制度的合法化を実現した(行政当局は農地を取得して行う農業は当時の農地法に即した自然人にしか認められないと頑なに主張、農業委員会系統は当該農業者の行政訴訟を支援し、高裁まで上った裁判には敗れたが、1961年農業基本法と62年農地法改正等で合法化を勝ち取

った)。また、1970年の農業者年金制度創設、1980年の農用地利用増進法（自由な負耕作等の農地法外での農地流動化を新たな法体系に取込み担い手へ農地を集める画期的手法でその後の経営基盤強化促進法に展開）を実現、これによる農地貸借は今日、全農地の20%強120万ha余に及ぶ。この農業委員会系統組織運動が無ければこれらの展開は大きく遅れたであろう。

また、東北大震災への農協ネットワーク共済、助け合い支援金は大きな役割を果たしたが、農協活動においても全国ネットワークを繋げる系統性は大きな役割を果たしている。

②農業構造改革への意識改革と実施推進を担う農業委員公選制と農協等ネットワーク

今日、農業農政が直面している自作農消滅に伴う農業構造と農地の歴史的改革課題から見ても規制改革会議の農業委員委公選制と農協の県、全国組織の否定は大きな間違いだ。

わが国農業が直面している構造改革は、欧米先進諸国に比べて特異な困難を抱えている。農業の構造改革・近代化は農民経営が経済発展で分化分解する市民化を意味するが、欧米先進諸国では民主主義革命と資本主義経済発展を自由農民が都市民とともにその出発の始めから担ったので農民の市民化が担う農業近代化は長い歴史を通じて無理なく成就した。農協活動も、この分割地農民自立の出発から始まったがその後の社会経済発展と歩調を合わせた農業と経営発展に大きな役割を果たし、欧米先進国農業の要となっている。

これに対してわが国では、民主化と資本主義経済体制が欧米に比べ大きく遅れて出発したため封建遺制の多数小農民をつい最近まで固定して来た。そして戦後民主化とグローバル化による社会経済体制の高度発展に対応出来なくなり、今や断崖を飛び越えるに等しい構造改革を迫られている。これまで零細農地片ごとに成立していた共通の生存基盤とそれ

による運命共同体が根底的に分解し、農民は農業に留まるにしろ離れるにしろ市民的な個の自立、旧い共同体の分化・分解を迫られている。この流れを一元的な行政と市場の力（農外資本企業の農業参入）だけで促進しようとする財界や規制改革会議の提起は間違っている。農民・農業者と農業、農村の分化・分解が避けられないからこそ、その流れを地域住民と農業者が相互に理解し合って円滑に進めながら新たな結びつきの民主的な統合再編を図るために、地域市民と農業者の代表権能（公選制）に立った農業委員会や農協の職能分権・自治とそれを都道府県、全国に繋げたネットワーク機能およびその整備強化による運動的推進が欠かせないのだ。

また規制改革会議が農業委員会系統の「農業及び農民に関する意見公表、行政庁への建議等の業務を農業委員会法から除外する」としていることも、農業構造改革への著しい逆行だ。

小農制自作農の農地と農業利益の共通ベクトルが消え、自立市民の新たな農業経営形成のベクトルに立つ構造改革を進める時、この同じベクトルの農業者だけでなく別のベクトルへ市民化する農民を含めて、地域が構造改革に主体的に対応すること、即ち地域の農業者と農外市民のベクトルを共に農業構造改革に向ける意識改革が必要だが、この改革啓発運動を担い得るのは地域と農業を代表する分権・自治権能を持つ農業委員会や農協の系統性だ。即ち、地域からの問題を都道府県—全国へ繋げたネットワークを通じて掘り下げて検討し再び地域にフィードバックする、それによる構造改革等農政課題を各段階自治体首長や国へ建議する、さらに全国農業会議所が農水大臣から農政課題検討の諮問を受け全国的に検討して答申建議する権能発揮は、農政や制度の改革前進のために農業構造改革への地域農業者の意向反映とともにその意識改革

を促がす大事な契機である。事実、農業委員会系統組織が農業生産法人や農業者年金の制度化、農地の担い手への革新的な集積流動化を進める農地利用増進法制定を実現するに当たって、この建議・大臣諮問答申権能は大きな役割を發揮した。今、自作農消滅・農業構造ギャップ拡大に対応した農業構造改革が喫緊を要しているなかで、その役割は益々重要になっている。このことは農協系統の自主的農政活動においても同じであろう。

以上から、規制改革会議の農業委員会公選制と都道府県農業会議、全国農業会議所、農協系統のネットワーク廃止、農業委員会系統組織の意見公表、建議、諮問答申等の権能の廃絶意見は、日本農業が直面している農業構造の歴史的改革課題に著しく逆行する暴論である。

③新しい農地改革課題を見ない規制改革会議の農地権利移動規制緩和論

規制改革会議は、「農地利用の権利移動は、法人が権利取得する場合を除いて原則廃止し届け出制にする」としている。これも今日の農地制度課題の本質を見ない誤りだ。戦後農地改革自作農が歴史的に消え、農地利用を農地法（小農）範疇を超える新たな担い手に移行するために、確かに戦後農地改革の成果固守を骨格とした農地法は機能不全を広げ、農地遊休化を広げ、新しい農地改革が必要になった。国が2014年度から実施している農地中間管理事業はその端緒を示しているが、極めて不十分で、新しい農地改革の全面的な実施が必要だ。

それは、当面避けられない自作農消滅に新たな担い手形成が間に合わない構造ギャップ拡大に対応して、担い手を見出せない農地を公共機関が広域的全面的に中間保有管理しながら新たな担い手に、所有権を超えて農地の利用（権）集積と集団地化等を進めるものだ。それによる所有権の利用権への従属担保は、

利用権の先行取得を含めて担い手の規模拡大や集団地化を容易にし、適格な相続者や第三者への利用権移転によるその継続確保と農地遊休化防止に資する。

この新たな公法農地秩序の形成は現行農地法の持つ積極的な要素（農地の権利は耕作者に帰属する耕作者主義の農地権利移動許可制等）に新しい要素（利用権を前面に押し出して所有権をそれに従属させる新秩序）が加わったものだ。これにより自作農消滅で担い手を失う（見込みを含む）農地は全面的に農業委員会系統組織を軸に組織する広域農地管理機関の管理下に置き、農地利用の、地域に定住し農業経営の発展階梯を登り得る新規参入者を含め新たに形成される担い手への合理的な農地集積を広げて行くことが出来る。

この新しい農地改革は戦後農地改革に見たように農地権利者を上から一方的強制変更する農地権利移動措置ではないが、自作農が世代交代等を通じて消えて行く中長期の展望に立って、自作農に代わる（同じ自作農が規模拡大等で新たな担い手に成長する場合も同じ）新たな担い手への農地利用の再編合理化を進める措置である。従ってそれは、これまでの農地秩序の骨格をなす農地法本体を変えずその外側での特例法で済ませるものではなく、農業公益の代表機関である農業委員会系統組織を軸に関係機関を広く統合した抜本的な体制整備と農地法の農地改革法への抜本的な再編成によってのみ遂行が可能だ。自作農が消える今日の農業構造変動をめぐる情勢は、以上の農地改革課題を差し迫ったものにしており、規制改革会議WGの提言とは全く逆の再編整備強化の方向が採られねばならない。

（４）財界、規制改革会議は何故わが国の特異な”土地問題”解決に触れないのか？

以上に関連して、わが国で農業構造改革を進めるために農地だけでない、都市サイドの

さらには山林等を含めた全体の土地問題解決、具体的に土地の利用や自然環境保全の社会公益を増進する、土地の民主的な計画利用区分の徹底、そのための私的所有権への公的規制関与強化が欠かせない。道路を挟んで一方は農地、他方は宅地あるいは自然保全の利用区分徹底は、平坦部が少なく濃密な国土利用が避けられないわが国では特に重要だ。

都市土地利用（高地価）の農地侵入が担い手に農地利用を集積する構造改革を阻み、不法な農地転用をもたらす問題は、農地所有者にも責任があるがその背後に民主主義の進んだ西欧諸国のような土地利用区分の公共規制措置が不十分なわが国の事情がある。筆者が住む都市近郊地帯では、空き家が目立つなかでアベノミクスの効果か貴重になった農地の宅地化が加速している。

またバイコロジーが広がる中で自転車事故増大が問題化しているが、わが国は西欧先進諸国と違い自転車通路の車道や歩道からの分離帯が無く、公共事業土地収用の膨大な費用は財政赤字累積の無視できない要因をなした。都市土地問題の西欧先進国並みの解決

（私的所有権を公共制限する利用公益増進の計画利用区分徹底）は、わが国経済の再生発展のために不可欠な課題だが産業競争力会議や規制改革会議は何故、この点に目を向けないのか。

農山村においても、1千万 ha に及ぶ人工林が荒廃しつつあり、この利用活性化は地域振興のためにも欠かせないであろう。そのためには土地の私的所有権が利用公益に従う土地公共規制を強化する新秩序の形成が不可欠だ。

（5）農業委員会と農協の系統組織も農業構造改革への意識改革の徹底と運動が必要

最後に農業委員会系統や農協組織の側も、拗って立つ自作農消滅と農地制度の大きな崩

れに対応した歴史的な農業構造改革へ、農地と農業の経営・市場改革が迫られている課題に正面から向き合った、自らの意識改革と行動、体制整備への努力が欠かせないことを指摘したい。2014年度から実施されている農地の広域農地管理事業は農業委員会系統が新しい農地改革を提起しての組織運動を通じて実現すべき課題だった。

また、農協系統が主導したコメ食管理制度堅持とコメ生産調整への長い間の拘りは、農業委員会系統の旧態化した農地法の小農制堅持と並んで、自作農消滅とコメ過剰化に対応した農業構造とコメ市場改革のための新たな、欧米に見た不足払い等の市場機能を活かして農業構造改革を促がず、農業支援政策の構築を見えなくした。条件不利地域支援等も地主権益を蘇らせる土地基準でなく人（労働や事業従事）に着目して行うべきだ。

確かに、小農制自作農から市民社会適合農業への発展を、長い歴史時間をかけて無理なく達成できた欧米と違い、既に資本主義が巨大化した中で封建時代からの小農制を早急に克服する我が国農業構造の特殊な困難性はある（他のアジア諸国に共通）。財界や規制改革会議はこの虚を突いて手前勝手な改革を迫っているが、農協系統も農業委員会系統も、この歴史的断絶に正面から向き合って克服して行くことが避けられない組織課題であり、規制改革会議提案の組織破壊攻撃を跳ね返す道は、この点にかかっていると云えよう。

それはまた上述した、戦後「民主化」が形成したそれらの組織や運営の持つ真の民主主義視点に立った弱点の克服にも関わっている。先の沖縄県や佐賀県の知事選で見られた農協等の新しい動きは、そのことの動きの始まりを示していると思われる。

（2015年1月）

第2回公益財団法人政治経済研究所公開研究会

後藤道夫氏「安倍社会保障改革——グローバル競争国家戦略と
急進的構造改革の相乗作用」を聴いて

加藤 深雪

(かとう・みゆき 株式会社第一経理 社会保険労務士)

昨年末は、渋谷区が宮下公園など3公園を閉鎖してホームレスへの炊き出しを締め出した。思い起こせば、2009年リーマンショック後の「年越し派遣村」はマスコミの大々的な報道があり、それまでの行き過ぎた新自由主義的な政権運営にNOを突きつけ、自民党が野党に下野する契機となった。それが、去年は第2次安倍政権のメディア対策が功を奏してかほとんど話題にされることはなかった。

新たな年を迎えたが、集団的自衛権の行使容認にかかる法改正や派遣法の改正、社会保障プログラム法の実施による社会保障の改悪、TPPへの参加などため息をつきたくなるようなことが目白押しである。憲法25条が保障する生存権に関わる仕事をする社会保険労務士として、昨年9月に行われた後藤道夫先生の講演要旨を紹介しつつ、感想を述べていきたい。

これまでは慎重になされてきたはずの社会保障切り下げが、解体的改悪と言えるほどに可能になっている背景には、経済産業省や財務省の官僚がこぞって安倍内閣に協力していることがあると冒頭、後藤氏は指摘した。以下、解体的改悪の具体的な内容として氏が挙げた内容のみをみてみよう。

はじめに—生活保護住宅扶助基準引き下げ

厚生労働省の社会・援護局保護課が2014年5月に出した資料「住宅扶助について」では「全国の民間借家、約1/3の世帯で、最低居

住面積水準(国交省が定めている)が未達成の状態にある。…最低居住面積水準の達成状況を踏まえると、低所得者層の世帯との均衡の観点から、住宅扶助特別基準額の妥当性を評価することも必要ではないか」としている。

そこから引き出されるのは

→「貧しさが広く存在するときには、生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活は保障してはいけない」という主張

→「国家は、最低生活基準を備えた社会保障制度によって貧困全般とたたかってはならない」という主張だという。

これは、主要先進国の国家の主張としては異例で、日本の社会保障制度の最大の欠陥である「最低生活保障は特別な弱者への例外措置」であり、それ以外の「貧困全般はせいぜい支援(≠保障)の対象とすればよい」との考え方に立っている。この考え方は1960年代後半から実施されてきたものである。それ以降は、いかに生活保護を受けさせないかという立場で運用されてきている。

安倍政権の社会保障改革は、この欠陥を大前提としており、①特別な弱者のさらに大幅な絞り込み②生活全般への支援を医療・介護保障を中心として大削減することが目論まれている。この大削減の原動力となっているのが、a)医療の戦略産業化 b)国際競争力強化であり、経産省と財務省が相協力して推進し、厚労省ではそれに抵抗する勢力がないということである。

1. 生活保護以外の諸制度における最低生活保障の脆弱・不在

(1) 生活保護以外の保障

① 最低賃金

最低賃金法第9条には、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」との規定があるが、実際は生活保護における最低生活費をはるかに下回る最賃額であることが示された。とくに若年正規男子における最賃割れが目立っている。

(図表1)

正常なあり方としては 賃金収入 > 社会保険給付 ≥ 生活保護による保証額であるが、それがまったく機能していないことが見て取れる。

② 居住権

さらに、日本国では「居住の権利」が法律にないため、居住に関する社会的支出が GDP の 0.16% にとどまっている。2009 年の OECD 平均が 0.6% であることから、わが国の住宅扶助がいかに脆弱かが分かる。

③ 公的年金

また、老後の生活をまかなう老齢年金に至っては、生活保護基準以下の受給者が膨大な数に上る。受給額 72 万円/年未満が老齢給付受給者の 35% (男 16.2%、女 49.9%) となっている。政府の見解によると、高齢者の生活は、年金、アルバイト、仕送り、貯金で成立するとのことである。だが、実際は年金受給者における「収入が公的年金だけ」という人の割合は 63% であり、70 歳以上に至っては 76% に上る。(2011 年「年金制度基礎調査」)

④ 雇用保険

失業した際の雇用保険では、受給者は失業者の 2 割程度で、受給期間は 3 か月であることがほとんどである。また、給付上限額は月額 7,825 円(2014 年 8 月現在)であり、生活を賄うには到底足りない。このため、失業者は、無収入を回避するために、満足できない非正規の仕事に就きながら、生活可能でかつ持続可能な職を探している状態(→これを半失業という)であり、たいがいワーキングプアに陥っている。失業保険の受給割合の低さが失業から半失業への移動を強制する環境となっ

図表1 正規男性 最賃割れの可能性がある低賃金・長時間労働者(2012年就業構造基本調査より)

	15～24歳		25～34歳		35～44歳		45～54歳	
60時間以上就業総数	185,200		1,007,300		1,271,700		800,300	
うち賃金年収250万未満	86,200	46.5%	139,300	13.8%	80,300	6.3%	40,100	5.0%
うち賃金年収200万未満	31,500	17.0%	40,000	4.0%	23,900	1.9%	13,100	1.6%
65時間以上就業総数	97,200		518,500		630,200		378,500	
うち賃金年収250万未満	48,200	49.6%	73,400	14.2%	40,800	6.5%	20,400	5.4%
うち賃金年収200万未満	19,300	19.9%	21,900	4.2%	12,200	1.9%	7,000	1.8%

*2012年9月までの最低賃金全国加重平均額 734円 週60時間で239.5万円以上、週65時間で261.5万円以上

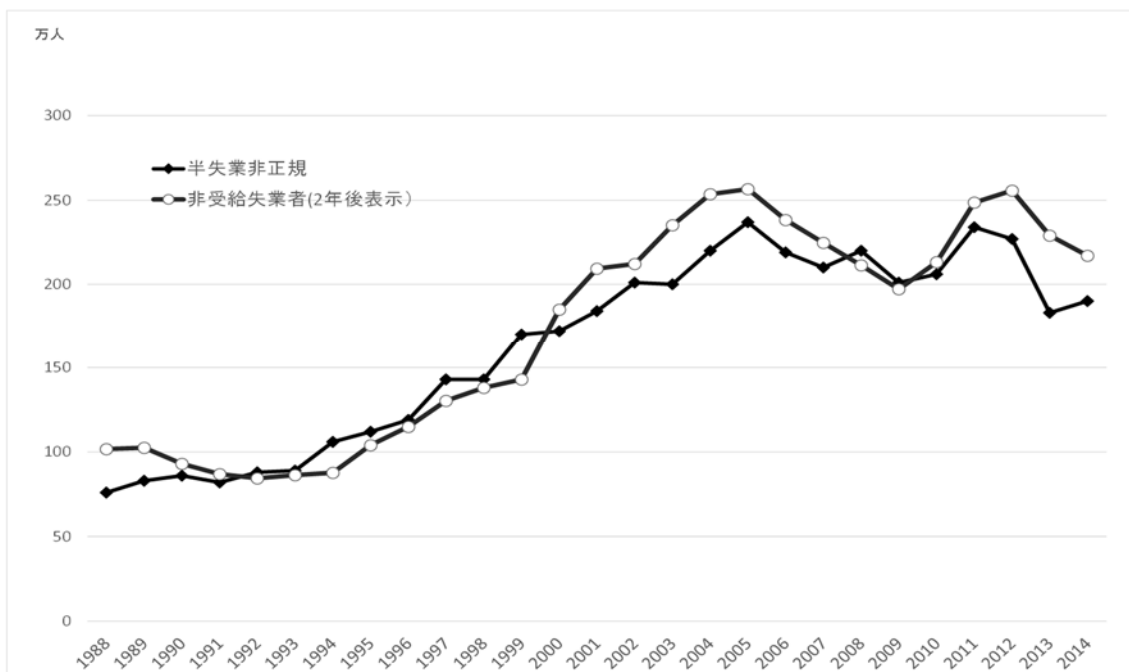
週60時間・年収250万円の場合、最賃額770円以上の都道府県で最賃割れとなる(東京、神奈川、大阪 正規男性の26%)

週60時間・年収200万円の場合、すべての都道府県で最賃割れとなる

週65時間・年収250万円の場合、最賃額702円以上の都道府県で最賃割れとなる(14都道府県 正規男性の63%)

週65時間・年収200万円の場合、すべての都道府県で最賃割れとなる

図表 2 雇用保険非受給失業者（2年遅れ表示）と半失業非正規（各年2月 or 1-3月平均）



注. 雇用保険事業年報、労働力調査特別調査、労働力調査詳細集計より作成
 (労働力調査詳細集計は2013年より調査項目変更)

ていることが図表2から見て取れる。黒の塗りつぶしたひし形マークの折れ線は、半失業の推移を示し、白丸は雇用保険非受給者数を2年遅れで示したものであるから、これが重なるということは、非受給失業者がそのまま半失業状態に陥っているとみていいだろう。

政府は「失業なき労働移動」を標榜するが、失業手当が脆弱で、何らかの仕事に飛びつかざるを得ない状況では、悪い労働条件でも人が集まってくるために、労働市場の荒廃がさらに進むという悪循環を起こしている。

⑤ 傷病手当・出産手当

病気や出産で働けない時に健康保険から給与のおよそ2/3が支給されるものであるが、

国民健康保険に加入している者は対象外で、実に国民の4割に上る。

⑥ 児童手当

子どもには稼働能力がないので、基礎的生活を社会が保障しようとするものである。本来であれば、生活扶助の子ども一人分(最低20,900円/月)が必要であるが、到底それに見合う金額になっていない。

⑦ 教育費

子どもを持つ家庭には過大な教育費の支出が必要である。図表3に示すように、年収400万円の世帯の公租公課、学校教育費、塾などの補助学習費を除いた生活費をみると、これも生活保護基準より低くなるのが分かる。

⑧ 医療費

低所得者には過酷な医療費(健康保険料+窓口負担)となっている。国保、後期高齢者、介護保険の保険料不徴収基準は存在しない。現に、国保の保険料を滞納したことにより、制限のある短期被保険者や資格証明書などの交付を受けた者は 2012 年現在で、150 万世帯に上る。図表 4 により、低所得者ほど窓口負担が困難で、受診を控えていることが読み

取れる。

⑨ 介護

日本の介護は、高齢者介護は家族介護に、子どもの障がい者は親に頼っている。その根底には、介護保険の制度設計と制度改悪、介護事業の営利化および市場化がある。また、障害年金の金額が低いため、生活保護利用者は障がいがない人の 6 倍強となっている。

図表 3 年収 400 万円世帯の公租公課、学校教育費、補助学習費と残りの生活費

		賃金収入	児童手当		直接税	社会保険料	勤労必要費用	学校教育費	補助学習費	残計	生活保護基準による「残計」該当額
公立小学生2人	大都市部	400	24	21.2	55.5	39.8	19.4	9.8	278	327	
	地方小都市部	400	24	21.2	55.5	36.2	19.4	9.8	282	264	
公立小学生と公立中学生	大都市部	400	24	20.7	58.6	39.8	26.5	22.6	256	333	
	地方小都市部	400	24	20.7	58.6	36.2	26.5	22.6	259	269	
公立中学生と公立高校生	大都市部	400	12	15.5	58.6	39.8	39.0	24.9	234	327	
	地方小都市部	400	12	15.5	58.6	36.2	39.0	24.9	238	285	
公立中学生と私立高校生	大都市部	400	12	15.5	58.6	39.8	78.6	25.5	193.9	327	
	地方小都市部	400	12	15.5	58.6	36.2	78.6	25.5	197.5	285	

(万円) (万円)

*. 学校教育費と補助学習費は、文科省「子どもの学習費調査」2010 年度の年収 400 万未満世帯平均値片働きを想定。社会保険料(きょうかい健保で計算)、直接税は 2012 年 9 月の数字。実際の収入と標準報酬月額とのズレは考慮にいれず。

勤労必要費用は生活保護制度における勤労控除(基礎控除)を計上

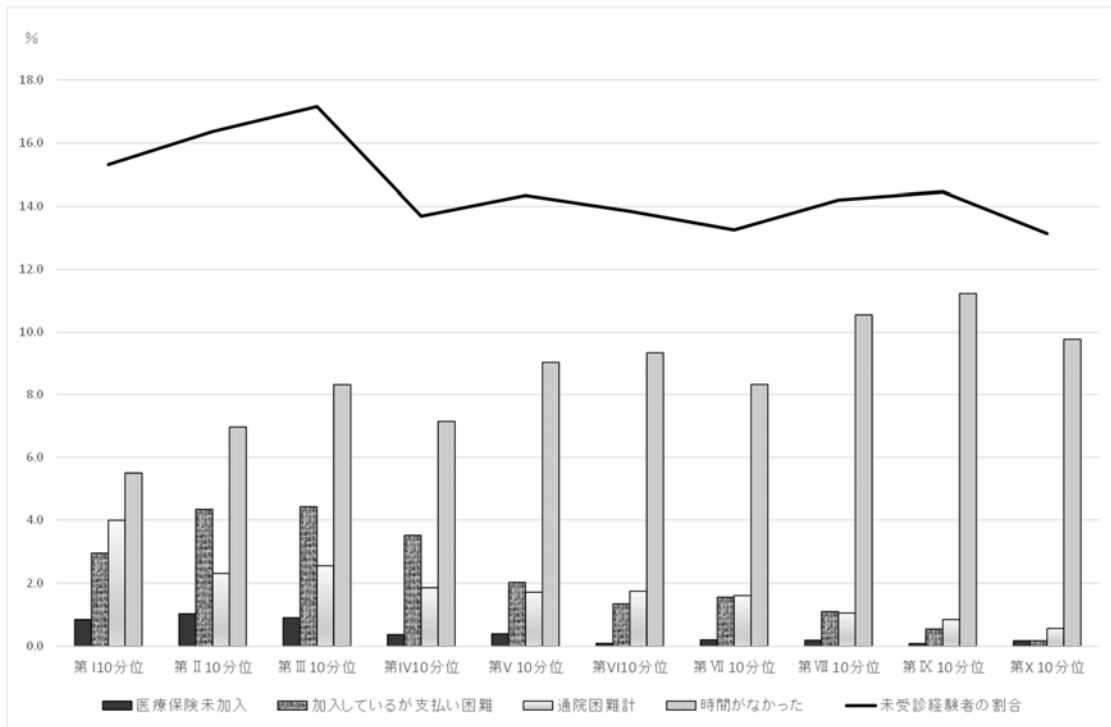
家族構成は、小学生 2 人がいる世帯で 39 歳、37 歳、11 歳、8 歳、小中学生がいる世帯で 42 歳、39 歳、14 歳、11 歳、中高生がいる世帯で 46 歳、44 歳、17 歳、14 歳を想定

大都市部は生活保護制度における 1 級地-1・住宅扶助額 69800 円、地方小都市部は 2 級地-2・住宅扶助額 4 万円を想定。

冬季加算は含めていない。

児童手当、扶養控除は 2012 年度で計算

図表 4 等価世帯所得十分位階層別 理由別（複数回答）未受診経験者（過去1年間；20歳以上）の割合



注. 社会保障・人口問題研究所 2012 年社会保障・人口問題基本調査報告書より作成

(2)生活保護の利用率

図表 5 により、生保利用者の 5.5 倍の無保障・生保基準未満収入世帯があることが分かる。これを、2014 年 5 月現在の生保利用世帯数 160 万世帯(216 万人)に乗じると、1190 万人、人口の 1 割強が無保障・生保基準未満収入であることが予想される。

図表 5 生活保護の利用率

	基準未満収入世帯数	うち生保利用世帯数	利用率	無保障倍率
世帯計	705万	108万	15.3%	5.5倍
児童のいる世帯	166万	12万	7.4%	12.8倍
高齢者単身世帯	150万	44万	29.5%	2.4倍

2.安倍医療改革－皆保険体制の解体へ

(1)社会保障削減の理由の拡大と転換

従来からの財源論による「持続可能性確立」路線を急進的に遂行(保険者の都道府県単位化と医療費削減)+それを大前提とした医療の根本的な規制撤廃と営利事業化(戦略産業化)を推進。これが財務省と経産省の強力な推進によりさらにスピードアップしている。このことにより、皆保険体制の解体が行われようとしている。

①戦略産業化構想

安倍政権は発足時から医療の戦略産業化をもくろんでいる。戦略産業化のためには、医

療の根本的な規制撤廃と営利市場化が必要で、現状守られている保険内医療がほぼすべてで、国定価格などの非営利原則を根本的に変え、資本が大もうけできる体制を作ろうとしている。

②戦略産業化のための医療改革

公的保険給付対象範囲を見直す＝保険給付削減を行うことを明言

③医療改革政策

混合診療の大幅な拡大と法人改革によるメガ法人化

(2)医療保険の地域互助組合化と自己責任論

国保を都道府県単位化することで、国は責任を負わず、都道府県に責任を負わせる。これによって、保険料の範囲内での保険給付が大原則という思想を醸成させる。足りない場合は、保険料を上げざるを得ない。または保険料に応じた給付しか受けられないとの思想が生まれる。これはとりもなおさず、私的保険や互助組合の思想である。

互助組合化した組織は、「見返り」論が強化される。そして、保険料を払えない低所得者を排除する方向に向かっていくことは必至である。

実際に、社会保障制度改革推進法ではその基本的な考え方として、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。」としており、国民の健康で文化的な最低限度の生活を守るという生存権に関する責任を放棄してしまっている。

このように、生活保護制度の改悪と社会保

険給付圧縮・提供の削減が同時遂行されてゆく。

3.福祉国家派による大綱と地域保全派・社会保全派保守による抵抗

安倍政権のグローバル競争大国戦略は、

①規制撤廃・自由市場化の急進化

②官僚機構からの全面支援と国家財政の投入

③大企業・投資ファンドによる国富の大規模な収奪

である。福祉や社会保障の解体とともに、農業改革、労働改革等も並行して進められている。国富を収奪して使いつぶして放り出し、富める者がますます富み、格差は一段と広がられていくだろう。さらに、武器産業を成長産業として位置づけ、軍事大国へとまい進している。

以上の順序で図表を使いながら、分かりやすく話を進められた。このような状況下で、私たちには広く連携した社会運動に取り組むことが求められる。少しずつではあるが、連帯と共有は拡がりを見せつつあると、氏は結んだ。

もっと詳しく知りたい方は、『<大国>への執念 安倍政権と日本の危機』（渡辺治・後藤道夫他、大月書店、2014年10月）を読まれるといいだろう。

大義なき衆院改選を行って、延命を図り、なりふり構わず富裕層を富ませるための軍事国家に突き進む安倍政権の長期化は言うまでもないが、民主主義が資本主義の奴隷になることはだれも望んでいない。

【第2回定例研究会報告】

いま、なぜ祭りなのか

渡辺 新（政治経済研究所理事）

プロジェクト研究の意義

2013年度の政経研プロジェクト研究の一つに、「地域活性化のための非営利組織の運営方法と歴史に関する研究」（研究代表・山口不二夫）がある。このプロジェクト研究は、「地域社会の活性化や産業の育成のためには、実は地域の非営利組織が重要な役割を果たし、それらの適切な運営は、地域社会の住みやすさ、コミュニティの醸成、文化の興隆、知識財産の涵養産業の育成につながっているのではないか」という視点で、「地域における非営利組織の実態を調べ、その有効な、配置方法、育成方法、運営方法を考察する」ことを目的としている。

日本には、歴史上、地縁や血縁などによる相互扶助の仕組みがあったが、現代的ボランティア活動は1989年のロマ・プリータ地震において大学生を中心に38人がボランティアとして活躍したことが始まりではなかろうか。その後、全国で「ボランティア」というものが広まったのは、周知のように1995年の阪神・淡路大震災である。実は日本のボランティアの歴史は20年と浅い。

ボランティア活動が活発になればボランティア意識をもつ人たちを社会システムの中へ媒介する道具が必要となる。ボランティア活動の機会を提供し、ボランティアを可視化し、さらなる活動を生み出し、社会へとつなげていく機能を持った道具であり、非営利組

織がその機能を果たしている。

非営利組織はボランティア活動や市民運動という側面と市民事業体という側面を有している。したがって、市民事業体としての運営や責任、地域社会や利用者のニーズに応じていくフロンティア性、組織の維持・発展、そのための専従職員の雇用など運営や経営の問題を避けては通れない状況が生まれている。機動的で効率的な組織を目指すならばボランティア意識や期待を裏切ることになることもあり得るだろうし、ボランティア的な関わりだけでは事業体としての存立は困難となることもあろう。ここに非営利組織の組織性とボランティア性の矛盾が孕まれることとなり、公益法人として政経研が抱えている問題もここにある。だからこそ、このプロジェクトのような研究が現れるし必要となる。

いま、なぜ祭りなのか

さて、10月2日にパルシティ江東で行われた政経研第2回定例研究会に登場したのがこのプロジェクトである。当日の報告は、尾崎真一郎「地域活性化の新たな方向性と可能性を探る」、青木重明「地域コミュニティ形成における祭りの本質と機能」、山口不二夫「創造的共同体の存立条件」の3本であった。それぞれプロジェクト研究の目的に沿った研究報告であったが、また政経研ではあまり馴染みのない研究分野であったが、私が興味深く拝

聴したのは青木氏の報告であった。当日もフロアから発言させていただいたし、研究会直後に『政経研究』第103号にほぼ同じタイトルと内容で掲載されたので読ませていただいたが、報告を聞いたときの疑問は論文を読んだあとと同じであった。その疑問とは、「いま、なぜ祭りなのか」ということである。

氏神(産土神)、祖先祭祀にみられるように、一般に日本人の宗教生活はイエヤムラ、マチといった個別的な共同体にあった。そこでは宗教性は見えにくいが顕著となる時空があり、それが祭りではなかったろうか。

かつてのムラやマチは一つの地域社会=共同体の内部で完結できた。そういう時代には住民が相互関係性を確認するために祭りは社会集団の存立に不可欠であった。ところが、現代では農村部で祭りの担い手であった若者を中心にムラを離れ都会に移動し、都市では職と住の分離がすすみ、自律的なマチの生活は崩れさってしまった。人々は特定の集団から相対的に自立し、自己目的に合った複数の社会集団に一時的ないしは部分的に関係するようになった。

こうした生活全体の大きな変化は高度経済成長によってもたらされた。高度経済成長は日本の歴史上、弥生時代に匹敵するほど大きな社会構造の変化をもたらしたと考えているが、この高度経済成長によって地域の祭りは著しく困難となり、必要性もなくなり急速に衰退していったことは多くの論者が指摘するところである。

祭りの最大の社会的機能が共同体の再確認であるとするならば、高度経済成長下の共同体の解体は人々の祭りの義務からの「解放」であり、祭り衰退の要因であった。しかし、人びとが祭りへの参加に期待するのは共同体

の再確認だけではなく、日常生活のしがらみや約束事から解放される非日常性にある。したがって、祭りの「快」への衝動は共同体が解体しても残る。青木氏も引用しているエミール・デュルケームは、「集合的沸騰」、すなわち祭りを契機とする「日常」から「非日常」への転換、さらに「非日常」から「日常」への転換を社会生活における「聖なる時と俗なる時の規則的な交代」と定式化している、つまり、私的で分散した日常的生活が長くなれば社会的統合のための集合意識は衰弱し、人びとは孤立化し、社会生活は危機に直面する。そのため、人びとは周期的に集合し、非日常的な興奮状態の中で一体化して社会生活に必要な集合意識を再活性化して日常常生活へと戻っていくということになるのである。

ところが、政経研からほど近い錦糸町の盛り場やディズニールランドには刺激が日常生活場面に常設されている。日常生活が祭りの的になっているのである。かつて柳田国男が言ったように「現代人は少しずつ常に興奮している」のである。

また、かつて非日常性が可能であったのは構成員すべてが祭りに参加し、日常と無縁でいられたからである。現代は、特に都市では非日常を大きく取り巻く日常の秩序によって非日常が監視され規制されている。つまり、祭りは日常を脱することが困難なのである。柳田国男の言葉をもう一つ引用しておこう。

「信仰を共にせざる人々、言わば審美的立場から、この行事を観望する者の現れたこと」、すなわち多数の見物人の発生と、収益事業中心と結びついたので、「日本のお祭りの最も重要な一つの変り目」だと柳田は指摘している。本来、聖なる祭りは激しく外部を排除したが、多数の見物人の発生は経済的価値の実

現のために外部へ開いたことに、しかも日常より開いたことになる。しかし、その経済的価値が「審美的」「娯乐的」に過ぎないのならば、日常生活において「審美的」「娯乐的」なものはより多く産出されている。

にもかかわらず、1973年のオイルショックを起点として、都市の大規模な祭り中心に全国的に祭りが隆盛を極めていくといわれる。現代において祭りを可能としているものは何か、いま、なぜ祭りなのか。私はこれが知れたかった。

青木氏は、「経験的・実践的論考ではなく、理論的本質論的論考」であることを前提としていると断っているが、論は祭りの衰退と復権で締め括られている。この問題を解決していくには実態分析の中から出てくる新たな知見が必要であろう。フィールドワークの少なさが祭りの復権をポストモダンの議論に解消してしまう結果になっているように思えるのだが、ポストモダンの議論も所詮現代からの議論であるはずである。

現在の祭りが非日常的な集合的沸騰と共同性や関係性への現代人の強い志向に基づくことは疑う余地がないと思う。しかし、祭りの

研究がまちづくりの議論と結びつくと、地域社会の再生、個人のアイデンティティの確認、人間性の回復、新たな共同性や関係性の構築等を強調する予定調和論的な議論に陥る懸念を覚えるのは私だけではないであろう。

最後に、このプロジェクト研究の範囲外ではあるが、祭りと宗教との関連を一つ触れておきたい。祭りが衰退した高度経済成長期には信条や教義を重視した創価学会や立正佼正会など「信」の宗教が躍進した。祭りが復興した高度経済成長期後には神秘、奇跡や霊、呪術を強調する新新宗教や小さな神々などの「術」の宗教が活発に活動し、街角では占い師の前に若い女性の列ができる。祭りの衰退と復興、「信」の宗教と「術」の宗教の符号にはどこか通底しているところがあるように思えるのだが、政経研にこうした研究のプロジェクトが立ち上げられれば、私は入るのだが。

参加記や概要説明にほど遠い内容になってしまったが、このプロジェクトの研究はいまの政経研に必要なものである。願いは一つ、プロジェクト研究の成功である。

■研究所の動向(2014年4月～9月)

理事会・評議員会

10月22日 2014年度第6回理事会:【議題】
内閣府立ち入り検査について/収益事業について/事務局組織について/科学研究費不正防止諸規則見なし決議結果について
11月19日 第7回理事会:内閣府立ち入り検査に対する準備状況/収益事業について/その後の事務局体制
12月25日 第8回理事会:内閣府立ち入り

検査の結果について/募金運動の計画について

委員会等

10月15日 東京大空襲・戦災資料センター2014年度第6回運営委員会
11月12日 東京大空襲・戦災資料センター2014年度第7回運営委員会
12月9日 東京大空襲・戦災資料センタ

一2014年度第8回運営委員会

12月3日 第9回 研究委員会：【議題】『政経研究時報』の編集／第3回公開研究会の成功に向けて／第4回研究所定例研究会の準備・進行状況／「研究員の研究活動状況把握」「研究員の現状把握調査」の再調査について／研究員の活動状況把握システムの構築／市民講座、受託研究の進展状況等

研究会・研究室

11月10日 戦中・戦後の「報道写真」第4回研究会

12月18日 公開研究会 伊藤誠「日本経済はなぜ衰退したのか—再生への道を探る」

10月2日 政経研第2回 定例研究会
地域活性化の新たな方向性と可能性を探る
尾崎真一郎「地域コミュニティ形成における祭りの本質と機能」

青木重明「地域コミュニティ形成における祭りの本質と機能」

山口不二夫「創造的共同体の存立条件」

11月11日 政経研第3回定例研究会
合田寛「タックスヘイブンとグローバリゼーションの聖域」

東京大空襲・戦災資料センターの事業

11月1～3日 秋の平和文化祭

12月4日 被爆ピアノ修理記念コンサート

12月13日 体験者の会

刊行物

9月 『政令都市 さいたま市 の現状と課題—市民要求に基づくさいたま市のまちづくり』

10月 『中小企業問題』No.143

12月 『政経研究』第103号

9月 合田寛『タックスヘイブンに迫る一税逃れと闇のビジネス』新日本出版社

10月 鶴田満彦「書評：姉齒暁『豊かさという幻想』」『季刊 経済理論』Vol.51, No.3

11月 鶴田満彦「書評：小西一雄『資本主義の成熟と転換』」『経済』2014年11月号

12月 鶴田満彦『21世紀日本の経済と社会』桜井書店

10月 岩見良太郎「新成長戦略と都市開発(特集 アベノミクスと都市開発)」『住宅会議』2014年10月

12月 岩見良太郎「アベノミクスで加速される企業主体・住民犠牲の都市再開発(上)(特集 都市再開発問題のいま)」『議会と自治体』2014年12月

7月28日 菅隆徳「外形標準課税対象拡大で中法人248万社に増税」『全国商工新聞』第3219号)

学会報告・講演等

11月1日 シンポジウム北村浩「首都圏避難者の生活再建への道—これからの支援活動に求められる『社会的ケア』—」(独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業)

12月14日 第30回戦災・空襲記録づくり東海交流会記念講演

山辺昌彦「東京大空襲・戦災資料センターの空襲研究について」

研究所関連の報道・紹介

10月30日 朝日新聞 空襲・焼け跡…少年時代の詩人が見たもの

11月1日 読売新聞 江東で「平和文化祭」

11月5日 読売新聞 「平和文化祭」江東で開催

11月7日 NHK首都圏ネットワーク「東京大空襲をとらえた写真見つかる」山辺昌彦

インタビュー

11月25日 読売新聞 ミュージアムへ行こう 東京大空襲・戦災資料センター

11月30日 読売新聞 大空襲で被弾…修復「希望のピアノ」演奏

12月4日 MX テレビ 被爆ピアノ修理記念コンサート

プロジェクト研究等

当研究所は、2014年度、個人研究4件、プロジェクト研究（特別プロジェクト研究、特定研究を含む）7件に対し研究助成をおこなっている。

研究委員会は、2015年2月12日付で、研究経過報告（2014年10月～12月）を依頼した。

報告のフォーマットを示さなかったため、それぞれ、形式・ボリュームは異なるものになったが、以下、そのまま、掲載したい。

◆「都内戦災殉難者霊名簿」・「東京大空襲・いのちの被災地図」を中心とした東京空襲の被害に関する研究：

2014年3月、「都内戦災殉難者霊名簿」のデータ化による「東京大空襲・いのちの被災地図」を製作、東京大空襲・戦災資料センターにおいて展示中であるが、引き続き、名簿の作成過程の研究、戦後の空襲犠牲者慰霊事業をめぐる検討と合わせて、被災地図の分析による避難と被害の実態解明を進めている。特に共同研究機関である、墨田区立すみだ郷土文化資料館の展示に向けた作業が中心となった。

2014年10～12月の研究会は以下の通り。

10月4日

報告 井上裕之「小林氏（霊名簿原所蔵者）インタビュー記録について」

小林氏の心情（思い入れ）、都機構内での公

園行政の位置、遺体処理要綱の内容と意義などについて討論。

11月19日

報告 西村健「被災地図からの避難ルート距離角度・緯度経度調査と分析方法」

すみだ郷土文化資料館の展示にむけて3月10日空襲における被災地図上の避難ルートの直線距離と方位角の測定についての中間報告。方法とその意味について討論。引き続き測定結果の数値化、気象・風向など他のデータとの複合的検討を進める。

なお、上記の研究成果を中心に、すみだ郷土文化資料館では、2015年2月21日～5月17日に企画展「東京大空襲・70年」を開催する。

◆空襲後の都市焼きと戦災当事者運動—全国戦災障害者連絡会を中心に—

本研究プロジェクトでは、2014年8月から9月にかけて2度の研究会を行ない、科研申請のための準備をしてきましたが、2014年10月～12月においては、

(1)科研申請書類作成

研究代表の大岡が原案を作成し、山辺、植野のほか立命館大学名誉教授の赤澤史朗氏にもアドバイスをいただきながら、書類を練り上げ、研究所のアカデミックチェックを受けた上で、無事提出することができた。

（基盤研究(c)「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」）

(2)メンバーの多忙により研究会を開くことができず、各自の個人研究を進めた。

大岡：全国戦災傷害者連絡会編『戦争の語り部として』に掲載されている、戦災傷害者の手記をテキストデータ化した。テキストマイニングツールでの分析のためのデータセットを作る作業を進めている最中である。

植野: 全国戦災傷害者連絡会の杉山千佐子氏、およびその協力者と連絡とを取りながら、資料の寄贈の可能性を探った。また同会の周辺資料の収集と分析作業を進めている。

山辺: 神奈川県の子災傷害者の会の資料をPDFデータ化し、メンバーに配布した。同会の周辺資料収集と分析作業を進めている。

◆プロジェクト研究「金融化・グローバル化と現代資本主義」

11月11日、現代経済研究室と研究所定例研究会の合同研究会が開催され、合田寛氏が「タックスヘイブンとグローバル化の聖域」と題する報告を行った。

タックスヘイブンの現況およびその資金規模、多国籍企業による課税回避の手法、先進国間の「底辺への税の競争」、途上国の富の収奪などの問題点が指摘され、あわせてサミットやOECDによる改革の動向について報告がなされた。

◆プロジェクト研究「歴史における国家と社会—中間組織と公共領域を中心に」

政治経済研究所が2011年に公益財団法人になったのち、『政経研究時報』において「公共」に関わる論考が複数寄せられた。また、2013年に公開研究会『「公共」概念の再検討』が開かれたのは記憶に新しい。本研究会は、政治経済研究所内で盛んに議論されている「公共」というトピックに対して、歴史的な視点から接近を図ってゆくというものである。

そもそも日本史における公共性の研究は「江湖」、「大宅(おおやけ)」、「地域的公共性」などといった切り口から、各時代・各地域の研究者から様々な議論がなされてきた。本研究会は従来の研究を参照しつつも、上述の研究とは異なり、民間非営利組織の活動やボランティアのあり方に着眼点を置いている。

具体的には、明治期における公益法人報徳社の活動、大正デモクラシー期の青年団の活動、戦後の市民運動や平和運動、そして現代のボランティアやチャリティといった事象を有機的に結合させ、これらの運動・活動が、近代から現代にいたる日本の歴史において、どのような役割を演じたのかを検討する。最終的には国家と市民社会を歴史的な視点から問い直すことが目的となっている。こういった問題意識の下で結成した本研究会が動き始めたのは2014年8月のことである。

以来、毎月一回のペースで、本プロジェクトに携わる研究者が1~2名ずつ、主に明治期から昭和にかけての「公共性」や「中間団体」に関わる研究報告や、各人の修士論文の概要を紹介するといったスタイルで活動が行われている。

私も専門分野であるところの西洋古代史から「公共」について発表する機会を得、関連史料の確認作業(9/21報告)や、平和運動に携わったローマ史研究者の弓削達氏や、古代の解放運動研究を通して現代の解放運動に目を向けた土井正興氏らの業績の意義を確認できた(1/24報告)。日本史が専門の方々に囲まれて意見を頂戴したり、発言することは、今まで殆どなかったので、この研究会は常に刺激的であり、新たな着想を得る機会でもある。

ところで、研究会結成当初に私に与えられた課題は「近代ヨーロッパのチャリティ委員会について調べてほしい」というものであった。

しかし、私の専門分野とは時代も地域も異なるし、既に金澤周作氏の『チャリティとイギリス近代』などのような優れた学術書がある以上、与えられた期間内に先行研究を乗り越え、何かを言うのは難しいように思えた。

そこで、少々回り道ではあるけれども、古代のポリス(都市国家)における「公共性」や

「慈善」に関わりそうなものを史料から見出して、古代社会の実像に少しでも迫ることを目標に掲げることとした。一例としては伝アリストテレス『アテナイ人の国制』第49章に伝えられている、紀元前4世紀のアテナイに存在した、「働けぬ者」にポリスから金銭を給付する制度が挙げられる。この制度については本邦での実証的な研究は未だなされておらず、検討の余地があろう。

こうした史料の分析を通じ、「公共性」の思想的な淵源を見出し、国家と社会を見つめ直す手がかりを作ることで、本研究会に西洋史という立場から何かを言えるのではないかと考えている。

なお、最近の研究会開催状況は以下のとおりである。

10月25日 第3回公共研究会

渡辺新「市民派政治学における近代の変容と公共性の捉え方ー『新しい社会運動』と日本における市民的公共性の成立ー」

11月22日 第4回公共研究会

古宮千恵子「明治民法と報徳社ー日初の公益法人の成立をめぐるー」

12月20日 第5回公共研究会

渡辺新「地域社会と祭りについて」
「1970年代論」(ブレストで)
(文責・増井洋介)

◆個人研究「国際社会における核軍縮義務の法的意義に関する研究」

発表済みの論文等

「マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴」『核兵器・核実験モニター』458号(2014年10月15日)

「マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴 『核ゼロ裁判』の背景と意義」『反核法律家』81号(2014年10月25日)
「マーシャル諸島共和国による国際司法裁判

所への提訴と核軍縮義務の展開」『文教大学国際学部紀要』25巻2号(2015年1月31日)

「核不拡散条約の特質と現在」『日本の科学者』50巻2号(2015年2月1日)
報告等

「国際人道法に基づく核兵器の『違法性』から軍縮法による『禁止』へ」日本反核法律家協会2014年意見交換会、2014年11月8日(報告内容は、『反核法律家』82号、2015年1月25日発行、26頁以下に掲載)

その他

2014年12月8日、9日にウィーンにおいて開催された「核兵器の人的影響に関するウィーン会議」(主催:オーストリア政府)ならびに同月6日、7日に同地で開催された「ICAN市民社会フォーラム」(主催:ICAN)に参加(山田寿則)

◆個人研究「ソーシャルワークと社会理論」

標記研究テーマにもとづいて、ここ2年ほどにわたって、予備的な考察を進めてきた。本研究助成の期間が開始されてからも、中間的なものではあるが、その成果の一端を、部分的に学会などで公表してきた。

具体的には、日本政治学会2014年度研究大会(2014年10月;会場・早稲田大学)におけるポスター発表(政治学のフロンティア企画)「原発災害による広域避難者の現状と『復興支援』の課題ーソーシャルワーク的実践における規範的政治理論の可能性・2-」、および社会思想史学会第39回(2014年度)大会(2014年10月;会場・明治大学)における分科会(セッション)「『現場』から考える(社会的)排除と包摂のポリティクス」の企画ならびに当日の発表に対するコメントによって、当該テーマに関するこれまでの研究上の蓄積をもとに発表をした。

本研究テーマによる研究は、現在、生活困窮者による当事者的なグループ、原発災害にともなう広域避難を余儀なくされている人たちへの支援活動とその居場所、生きづらさや多様な困難を抱えた、おもに青年期の人たちへの居場所づくりの活動などをはじめ、さまざまな現場、フィールドにかかわる形で、そこで得られた知見をもとに、これを理論的な観点をまじえ考察をするという形で進めている。

これらの調査・研究の対象、フィールドに、定期的に参加し、ボランティア的な関与を軸に、あくまでも参加者としての立場から、そこでの観察をとおして、その場に対する見識と理解を深めるように試みている。

基本的には、このようにして収集したデータ、知見から、(規範的な) 社会理論を構成するさまざまな論点をめぐって、その妥当性や問題点などを検証するという作業を、していくことになる。その際に、既存の文献などによる、理論的な観点からの考察を敷衍することや、同様のフィールドなどにもとづく先行研究などを検討することによって、その議論の有効性の確保を試みている。

また、それを補強する形で、対象とするフィールド以外の現場についての聞き取りや、研究者との議論やそれに関する意見交換などもおこなっている。このような形での研究と、それにもとづく考察を、さらに進めることになる。

本研究助成に関する成果の公表に関して、日本政治学会研究大会におけるポスター発表(2015年10月;会場・千葉大学)をはじめ、関連書籍についての書評などを、さしあたり、予定している。

このほかにも、随時、論文化などの形も含めて、検討していきたい。できれば、ある程度の蓄積ができたところで、リサーチペー

パーの作成についても視野に入れており、まとまった形による公表も考えている。

また、科研費などの外部の研究助成の申請も考えている。(おそらく、萌芽的研究のようなカテゴリでのもなどが考えられる。)今後も、このような形での研究の継続を図ってきたい。なお、本研究助成期間の終了後も、研究自体は続けていく計画である。(北村浩)

◆科研費プロジェクト「東京臨海部における液状化災害の実態と社会的対応策の研究」

10月1日 浦安市とは異なる液状化対策事業手法(地下水位低下工法)を採用した千葉市に対して、そのいきさつ・背景を確かめるべく、ヒアリングを実施した(6名参加)

10月7日 研究会

合田寛 9月22日実施の「我孫子市布佐東部地区液状化調査結果の概要」の報告・討論
市村昌利 9月11日実施の「パンフィックコンサルタンツ」ヒアリング結果の報告・討論

10月28日 岩見提案による「浦安市住民に対するヒアリング調査票(案)」の検討。

11月18日 「液状化によるくらしの被害と対応についての聞き取り調査」票の検討・確定。ヒアリング調査のセッティングについての役割分担確定。

12月23日 浦安市舞浜住民一名対しヒアリング調査実施。3名参加。約二時間の聞き取り。

2015年度 第1回公開研究会のお知らせ

税金を払わない巨大企業

富岡幸雄氏

中央大学名誉教授・国税庁大蔵事務官等を歴任

※5月中旬開催予定